

[省令の解説]

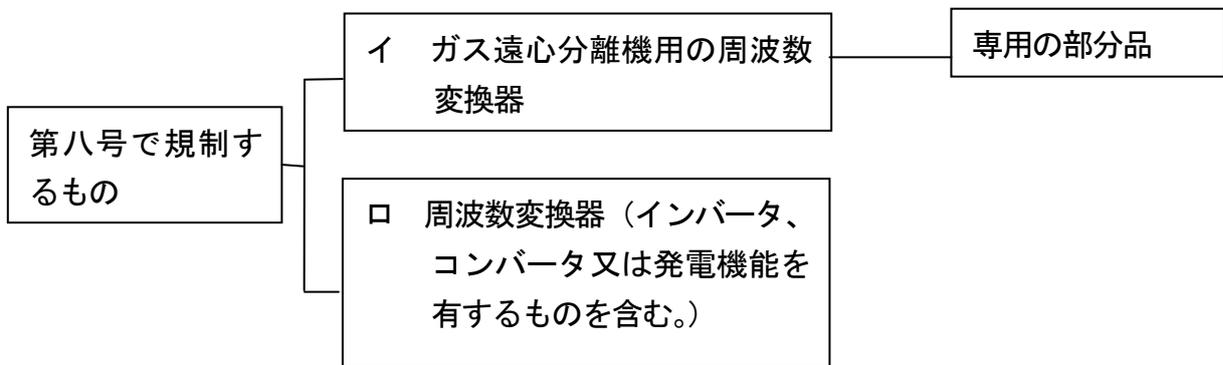
(1) 品目の概要と規制理由

核関連資機材として規制対象となる周波数変換器はウラン濃縮法の一つであるガス遠心分離機のモータ駆動装置として使用されるものである。

ガス遠心分離機は、中心となる中空円筒が定められた電源周波数により安定して高速回転する必要があり、これに適するモータとして交流同期モータ、又このモータを駆動する電源として周波数変換器が使用される。(本ガイダンス「ガス遠心分離機」の項参照)

(2) 規制構造と規制パラメータ

省令第1条第八号の構造は下図のようになる。



イ では、ガス遠心分離機に専ら用いられる周波数変換器と、その部分品を規制対象としている。

イ中の（一）～（四）の全てに該当するガス遠心分離機用の周波数変換器（ガス遠心分離機のモータステータへの電力供給用のもの）が規制されるとともに、当該の周波数変換器の部分品（他の用途に用いることができるものは除外される）も併せて規制される。

ロ では、ガス遠心分離機用として設計されたものでなくても、ガス遠心分離機用として使用できる周波数変換器、コンバータ、インバータ、発電機能を有する周波数変換器を規制対象としている。

イ・ロともに設計仕様、カタログ・仕様書等によりメーカーが保証する値に基づき該非を判定する。

なお、イ（一）の規制対象は、600Hz から 2,000Hz までの範囲で三相以上の出力が得られる (Multiphase output of 600 to 2,000Hz) ものである。これは高速で運転するガス遠心分離機に用いるためには、幅広い周波数での出力が必要なことに対応する規制要件である。

ロ（二）の周波数範囲の規制要件も同様に、600Hz と 2,000Hz の間 (between 600 and 2,000Hz) の範囲で三相以上の出力が得られることと解される。

また、ロ（四）でいう周波数精度は、出力周波数の設定値からのずれと時間的なずれを含めたものを意味する。